

# 植民地期カンボジアにおける法典編纂(1)

名古屋大学大学院法学研究科特任講師

傘谷 祐之

## 1. はじめに

本稿では、フランス植民地期のカンボジアにおける法典編纂を取り上げる。カンボジアは、1863年にフランスの保護領（protectorat）となり、その後約90年間にわたる植民地支配を受けた。その間に、1901年に法典編纂を目的とする委員会を設置し、1920年に民法・民事訴訟法典を公布・施行するなど、民事・刑事分野の主要な法典を整備した。来る2020年は、民法・民事訴訟法典の公布から100周年にあたる。

その一方で、近年では、日本もカンボジアに対する法整備支援を行ってきた。その成果の一つである民事訴訟法は2006年に、民法は翌2007年にそれぞれ公布されたが、現在も引き続き民法・民事訴訟法運用改善プロジェクトを実施中である。

このような日本による法整備支援について、かつて、韓国が法整備支援を開始した際、韓国側には「日本の法整備支援事業は『新大東亜共栄圏構想』である」との評価もあったという<sup>1</sup>。では、現在の法整備支援と、植民地下の法整備とは、その理論や実践において、何が異なるのか、あるいは異なるのか。残念ながら、筆者にはこの問いに正面から回答する準備はない。しかし、筆者の専門とするカンボジア法制史の見地から、植民地期カンボジアにおける法典編纂の特徴を明らかにし、現在の法整備支援と植民地下での法整備とを比較するための素材を提供することは可能である。

そこで、本稿は、カンボジアにおいて1901年から1920年代にかけて取り組まれた法典編纂の特徴を明らかにすることを試みる。本稿は4回連載の予定であり、この号では、カンボジアが法典編纂を開始するに至った背景と、1901年に法典編纂のための委員会が設置された経緯、そして委員会の目的や構成員等について検討する。

## 2. 旧法典の時期

### (1) 保護領化から法典編纂の開始まで

1863年8月11日、カンボジア国王ノロドム（Norodom, 在位1860-19

---

<sup>1</sup> 朴鑛棟『日韓の法分野別法整備支援事業の現状と問題点（CALE Discussion Paper No. 2）』（名古屋大学法政国際教育協力研究センター、2009年）44頁。ただし、朴は、韓国ではそのような評価があることを紹介しつつも、それには批判的であり、むしろ「日本が、自身の過去がゆえに、徹底して相手の文化を尊重し、パートナーシップに立脚して事業を推進している姿勢は、韓国も大いに参考とすべきである」と述べる（同書46頁）。

04年<sup>2)</sup>は、フランスとの間で条約<sup>3)</sup>を締結した。この条約は、全19か条からなり、その第1条において、フランス皇帝がカンボジア国王に保護を与える、と規定する。カンボジアは、この条約によってフランスの保護領となった。しかし、1870年代・80年代にカンボジアの各地で叛乱が相次いだこともあり、フランスは長期間にわたってカンボジアの内政に介入することはできなかった。それが可能になったのは、19世紀の最晩年のことである。

フランス保護領政府(Gouvernement du protectorat, いわゆるフランス植民地当局)は、ノロドム王との交渉の末、行政改革に関する1897年7月11日王令第54号<sup>4)</sup>を布告させることに成功した。同王令は、「位の最も高い官人5人([les]cinq plus grands mandarins)」で構成する会議体を大臣会議(Conseil des Ministres)として法的に位置づけた(1897年7月11日第1条)。この「位の最も高い官人5人」について、同王令は、司法大臣を例外として、大臣たちの職名を規定していない<sup>5)</sup>。大臣たちの称号・職名・職掌等を規定する1905年7月3日王令第33号<sup>6)</sup>によれば、大臣の職名は、首相・兼・内務・宗教大臣(Ministre de l'Intérieur et des Cultes)、司法・公教育大臣(Ministre de la Justice et de l'Instruction publique)、宮内・財務・芸術大臣(Ministre du Palais, des Finances et des Beaux-arts)、海軍・商業・工業・農業大臣(Ministre de la Marine, du Commerce, de l'Industrie et de l'Agriculture)、陸軍・公共事業大臣(Ministre de la Guerre et des Travaux publics)、である(1905年7月3日王令第1条)<sup>7)</sup>。以下では、便宜上、内相、法相、宮相、海相、陸相とする。

そして、1897年7月11日王令は、この大臣会議が「法律を監督することおよび執行すること、並びに法律に対してなされうる改革(réformes)又は改正(modifications)について検討することを任務とする」と規定し、大臣会議に行政権および実質的な立法権を委任した(1897年7月11日王令第1条)。この大臣会議は、「国王が出席することなく、理事長官(Résident Supérieur)が主宰して審議」

<sup>2)</sup> ノロドム王の即位の年については、1859年、1860年、1864年等の諸説がある。これは、先代の国王が死去した年に諸説あることや、どの時点を「即位」と捉えるのかで意見が分かれていることによると思われる。前者の点については、脚注11も参照のこと。

<sup>3)</sup> Protectorat du Cambodge, *Recueil des actes du gouvernement cambodgien*, Phnom-Penh : Imprimerie du protectorat, 1912, pp. 1-3.

<sup>4)</sup> ANC RSC 31072 “Registre d'ordonnance royales, 1897-1898 (en Cambodgien et Français).”

<sup>5)</sup> 当時のカンボジアの官人たちは、大臣たちを含め、その職務に応じた称号で呼ばれるのが一般的であった。たとえば、司法大臣は「オクニャー・ヨマリアチ」という称号を持っていた。「オクニャー」は位の高い官人に対する敬称で、「ヨマリアチ」は「閻魔大王」を意味する。称号は、官人の職務に概ね対応しているが、必ずしも一対一で対応するわけではないので、注意が必要である。1897年7月11日王令は、第1条において、大臣に相当する「位の最も高い官人」5人を称号のみを用いて規定した。ただし、司法大臣については、第6条において、「陛下は、死刑に対しては、ヨマリアチすなわち司法大臣の報告にもとづき、恩赦を行う権限を行使する」と規定した。

<sup>6)</sup> BAC 1905, pp. 351-354.

<sup>7)</sup> 植民地期の大臣たちの称号や職名については、傘谷祐之「植民地期カンボジアにおける大臣の称号・職名:大臣会議の構成員を規定する王令を中心に」『Nagoya University Asian Law Bulletin』第1号(2016年)58-68頁、を参照のこと。

するので（同条）、フランス保護領政府の責任者である理事長官が大臣会議を通じて各種の改革を実施することが可能となった。

(2) 「カンボジア諸法典」

法典編纂以前のカンボジアでは、フランス人植民地官僚らが「カンボジア諸法典 (les codes cambodgiens)」と呼ぶ一連の法律が適用されていた。近年、カンボジアの経済財務省は、『コムロング・チバップ・ピー・ボラーン』（「クメール古法集」の意）という表題の図書を公刊した<sup>8</sup>。同書の解説によれば、これらの諸法律は、ミャンマーやタイ、ラオスの古い法典と同様に、インドのダルマ・シャーストラの系統に属し、それを世俗化したものである<sup>9</sup>。諸法律が制定された時期については、同書に言及はない。しかし、17世紀前半に王位に就いた国王が諸法律の改正を命じた、というので<sup>10</sup>、諸法律の成立はそれ以前に遡ると思われる。19世紀には、ノロドム王の父であるアン・ドゥオン王（Ang Duong, 在位1848-1860年<sup>11</sup>）がさらなる改正を試み、ノロドム王は、即位後の1891年に、父が改正した諸法律の出版を命じた<sup>12</sup>。経済財務省が公刊した『クメール古法集』は、その1891年に出版された諸法律を収録したものである。

諸法律の数は、年代によって異なる。2000年代にフランスの大学院に留学したカンボジア人若手研究者・実務家らによる教科書『カンボジア法入門』によれば、17世紀前半の改正の際には諸法律の数は24であったが、後には52となり、そのうち39が1881年に公刊された、という<sup>13</sup>。一方で、20世紀初頭に大臣会議の書記官長（secrétaire général）を務めたチュオン（Thiounn）は、1901年に、当時効力を有していた諸法律の数は24だと記している<sup>14</sup>。

これらの諸法律の一部については、フランス人司教マリー＝ローラン・コルディエ（CORDIER, Marie-Laurent）による仏訳<sup>15</sup>や、フランス人植民地官僚アダマール・ルクレール（LECLÈRE, Adhémard）による仏訳<sup>16</sup>がある。また、「チバップ・トムヌム・

<sup>8</sup> 経済財務省編『クメール古法集（仏題 *Codes anciens du Cambodge : Corpus de 1891*）』（プノンペン：経済財務省，2016年）全2巻〔カンボジア語。「はじめに」等の一部のみフランス語も併記〕。

<sup>9</sup> 経済財務省編・前掲書第1巻 XIII-XIV 頁。

<sup>10</sup> 経済財務省編・前掲書第1巻 XI 頁。

<sup>11</sup> アン・ドゥオン王の即位した年については、1840年、1847年、1848年等の諸説があり、また、死去した年についても1859年と1860年の2説がある。本稿では、さしあたり、Justin Corfield and Laura Summers, *Historical Dictionary of Cambodia*, Md : Scarecrow Press, 2002, pp. 10-11., にしたがう。

<sup>12</sup> 経済財務省編・前掲書第1巻 XI 頁。

<sup>13</sup> Béatrice Balivet et al., *Introduction au droit cambodgien*, Phnom Penh : Service de coopération et d'action culturelle de l'ambassade de France, 2005, pp. 9-10. なお、「1881年」は「1891年」の誤りか。

<sup>14</sup> カンボジア国立文書館（ANC）が所蔵する法典編纂に関する資料ファイル中の、チュオンが作成した1901年6月19日付けのメモ（Note）による（ANC RSC 30546 “Commission de révision des codes cambodgiens.”）。

<sup>15</sup> Cordier, *Les Codes Cambodgien*, Saigon : Imprimerie Nationale, 1881.

<sup>16</sup> Adhémard Leclère, *Les Codes Cambodgien*, 2 tomes, Paris : Ernest Leroux, 1898.

ピー・ボラン」(「古くからの慣習法」の意)のみ和訳<sup>17</sup>がある。以下にその一部を引用する。

(6)第6の判例である。ソムダチ・プレアハ・リアチ・ミアダー・プルット王の治世のことである。当時、ネアック・ニアのコムロホで、アー・クロックという名の者がいて、王宮の近くで、上の蔵の役人の妻と不義を行った。{王は}この一件をオクニャー・クロラーハオムに裁判させた。オクニャー・クロラーハオムは審理し、王宮の近くであったと判断した。そして、アー・クロックにポーホーサックとして3チーン17ドムランの罰金を科した。

(7)第7の判例である。王がプレアハ・リアチア・オンチュットに命じて王の護衛兵の一件について尋ねに行かせたところ、プレアハ・ソトゥップ・リアチアは「お前は耳が聞こえないのか、手で耳をふさいでいるのか?」と言って、調査官であるプレアハ・リアチア・オンチュットを侮辱した。そこで、プレアハ・リアチア・オンチュットは判事に訴え、{判事は}王に申し上げた。王はお怒りになり、この一件をオクニャー・ソピア・トゥップダイに裁判させた。オクニャー・ソピア・トゥップダイは裁判し、プレアハ・ソトゥップ・リアチアが調査官を軽んじる言葉を吐いたと判断した。そして、プレアハ・ソトゥップ・リアチアにポーホーサックとして3チーン17ドムランの罰金を科した<sup>18</sup>。

再び『カンボジア法入門』によれば、この「カンボジア諸法典」は、一般人ではなく法律家を対象としたものであり、かつ、古い時代に編纂されたものであることから、用いられている文法、古い用語、特殊な表現は理解するのが難しく、また、幾つかの表現は曖昧であった、という<sup>19</sup>。その上、その体裁は、上に引用したように国王や裁判官らの判断を集成したもの、いわば判例集であって、フランスの法典の形式とは大きく異なっていた。1900年代の法典編纂に活躍するフランス人植民地官僚アルベール・トリコン (TRICON, Albert) は、この法典について、「秩序も方針もない集成であり、宗教的あるいは道徳的教訓の中に散在している、数世紀の間にわたって出された決定 (arrêt) の寄せ集め」としか評価しなかった<sup>20</sup>。

<sup>17</sup> 飯泉華子・上田広美「カンボジア慣習法(1)~(3)」『東京外大 東南アジア学』第5巻(1999年)114-124頁、第6巻(2000年)163-175頁、第7巻(2002年)250-262頁。

<sup>18</sup> 飯泉・上田「カンボジア慣習法(1)」117頁。なお、紙幅の都合上、原注は割愛した。

<sup>19</sup> Béatrice Balivet et al., *op. cit.*, p. 10.

<sup>20</sup> A. Tricon, "Note sur l'organisation des tribunaux français et indigène au Cambodge," *Revue Indo-Chinoise*, XI n° 7 (1909), p. 640.

### 3. 法典編纂の開始

#### (1) 法典編纂委員会の設置

フランス保護領政府およびカンボジア王国政府が法典編纂を開始したのは、1901年以降のことである。大臣会議は、1901年7月23日に開催された第43回会議において、諸法律の改正に関する王令案を審議した<sup>21</sup>。この王令案そのものは現存していないが、翌8月に実際に布告された王令とほぼ同じ内容であるとすれば、諸法律を改正するための委員会を設置するものであったと思われる。

この委員会の最終的な目的については、それが「フランス風の法典を編纂すること」であったのか、それとも単に「旧来の『カンボジア諸法典』を手直しすること」にとどまるのか、判然としない。前者のように思われる理由として、大臣会議における理事長官レオン・ジュール・ブロシュ (BOULLOCHE, Léon Jules) の発言がある。ブロシュは、大臣会議の第43回会議において、多数の諸法律を「3つの法典、すなわち訴訟法典、民法典および刑法典 (trois codes, procédure, civil et criminel)」に再編する、という構想を述べている<sup>22</sup>。この発言から、諸法律の大規模な再編を予定していたことが窺える。

他方で、後者を支持する根拠として、第1に、この議案を提出したのは、フランス側ではなく、カンボジア人の大臣たちであったことが挙げられる<sup>23</sup>。1901年当時に大臣を務めていたのは、首相ウム (Um または Oum)、法相ポク (Poc または Poc)、陸相メイ (Mey)、海相コル・デ・モンテイロ (de MONTEIRO, Col)、そして宮相代理<sup>24</sup>コン (Kong) の5人であったが、彼らは、フランス保護領政府に協調的な立場をとるものの、その出自や経歴からすると伝統的な官人の系譜に属する<sup>25</sup>。フランスが養成した人材ではなく、フランス風の教育を受けた形跡も見当たらない。彼らがフランス風の法典を編纂することを提案したとは考えにくい。第2に、大臣会議の書記官長チュオンは、1901年6月19日付けの、すなわち問題の王令案を審議する約1か月前に作成したメモに、次のように記している。大臣会議は、その4年前の1897年にも諸法律を改正する委員会を設置したことがあった。この委員会は、8

<sup>21</sup> ANC R S C 32303 “Procès verbaux des séances du conseil des ministres (en français). Séance 42 à 84 (25/06/1901-21/11/1902).”, p. 22.

<sup>22</sup> ANC R S C 32303, p. 25.

<sup>23</sup> 1901年頃の大臣会議の議事録は、フランス人の理事長官が提出した議案とカンボジア人の大臣たちが提出した議案とを明確に区分して記載しており、この諸法律の改正に関する議案は後者である (*ibid.*)。

<sup>24</sup> 「宮相代理」は、正確には、「第二群宮内大臣 (ministre du Palais du 2<sup>e</sup> rang)」。

<sup>25</sup> 当時の大臣たちの出自や経歴については、たとえば、高橋宏明「フランス植民地期カンボジアの高級官僚像：中央官僚機構における主要閣僚の政治経歴とその特質を中心に」『中央大学アジア史研究』第32号(2008年)571-593頁、を参照のこと。また、法相ポクについては、傘谷祐之「フランス植民地期カンボジアにおける歴代司法大臣の経歴(1)」『Nagoya University Asian Law Bulletin』第2号(2016年)99-102頁、ポクの後任の法相となるコル・デ・モンテイロについては、同論文103-104頁、も参照のこと。

つの法律の改正案を作成した。しかし、委員会は、その改正案を大臣会議に提出しないまま解散してしまった。チュオンは、この諸法律の改正作業を継続するには新しい委員の任命が必要であろう、と記す。このことから、チュオンは、この王令案を旧委員会の活動の延長線上に位置づけていたように思われる<sup>26</sup>。これらの2つの点から、王令案の提案者である大臣たちは、フランス風の法典を編纂することまでは意図してなかったように思われる。あるいは、プロシュをはじめとするフランス人側と、大臣たちカンボジア人側とで同床異夢であった可能性もある。この点の解明は、今後の課題である。いずれにせよ、法典編纂は、少なくとも形式的には、カンボジア側からの提案によって開始されたことは指摘しておきたい。

大臣たちの提案を受けた理事長官プロシュは、大臣たちが諸法律の改正を検討していることは歓迎しながらも、提出された王令案の内容を再考するように促した。同時に、王令案では、諸法律の改正にあたる委員会に参加するフランス人委員の人数が少なく、かつ、彼らは議決権のない委員として参加することとされていたが、これを議決権のある委員に変更することを提案し、大臣たちの同意を得た<sup>27</sup>。

大臣たちは、王令案を修正した上で同月27日の第44回会議に再提案し、大臣会議はこの王令案を承認した<sup>28</sup>。その後、ノロドム王はこの王令案を裁可し、8月11日付けで布告した。この1901年8月11日王令第85号<sup>29</sup>により、「カンボジアの諸法律から法典を作成する委員会 (Commission charge d'élaborer un Code des lois Cambodgiennes)」(以下、「法典編纂委員会」という)が設置された。

## (2) 法典編纂委員会の概要

### ・目的

1901年8月11日王令は、全4か条からなり、その前文で、諸法律を改正し法典化する目的を謳っている。まず、総論として、「現在効力を有する諸法律を、朕の王国の伝統と現時点での必要性とを調整することにより、修正して然るべきである」ことを指摘する。次いで、旧来の諸法律の具体的な問題点として、「旧来の諸文書はあまりにしばしば不完全であること、それら諸文書において刑罰や罰金はその原因となった事情を斟酌せず過重であること、時間と費用とがかかるさまざまな段階での手続きが人々にその資産に比してきわめて費用の嵩む移動を強いること」や、「裁判官たちは、現在、事件を解決するために、あまりにしばしば矛盾する数多くの文書を参照しなければならないのであり、それは法律の適用における誤

<sup>26</sup> カンボジア国立文書館が所蔵する法典編纂に関する資料ファイル中の、チュオンのメモによる (ANC RSC 30546)。

<sup>27</sup> ANC RSC 32303, pp. 24-25. なお、大臣たちは、理事長官からフランス人委員の人数が少ないこと等について問われた際、「諸法律や諸慣行 (usages) のような分野においては、フランス人委員を予定していなかった」と述べている (ANC RSC 32303, p. 25.)。この発言からも、大臣たちがフランス風の法典編纂を想定していなかったことが推測できる。

<sup>28</sup> ANC RSC 32303, pp. 48-51.

<sup>29</sup> 1901年8月11日王令については、カンボジア国立文書館が所蔵する法典編纂に関する資料ファイル中の同王令の写しによる (ANC RSC 30546)。

りや判決言渡しの遅延を招きかねないこと」などを列挙する。そして、「国家の繁栄にとって不可欠なこれらの結果を得るためのもっとも単純な方法は、現時点での必要性に応じて旧来の諸法律を単純化し修正することにより、法典化することである」とする。

そして、同王令第1条は、「カンボジアの諸法律から法典を作成すること」を任務とする委員会を設置する、と規定する。

#### ・ 構成員

同王令は、第2条で法典編纂委員会の委員となるべき者を規定している。ただし、王令には委員となるべき者の職名、称号、個人名のうちいずれかが欠けている者が多数おり、王令だけでは誰が委員であったのかが不明である。

幸いなことに、法典編纂委員会の議事録が一部、現存している<sup>30</sup>。その議事録の末尾に残された会合参加者の署名を手がかりに、当時の官報類や「個人ファイル (dossier personnel)」<sup>31</sup>と呼ばれる資料とも照合しつつ、委員会設置の時点で誰が委員であったのかを確定したい（後掲表1を参照）。

まず、王令は、「この委員会は、大臣会議構成員でこれを構成」する、と規定する（第2条）。議事録に署名があることを確認できるのは、大臣会議の主宰者である理事長官プロシュの他、前述したウムら大臣たち5人、そして、大臣会議の書記官長チュオンである。

次に、王令は、「次に掲げる者を議決権あるものとして参加させる」と規定し（同条）、以下の14人を列挙している。

第1に、仏教界の代表者2人である。王令は、「僧王 (le Chef suprême des bonzes) またはその代理人」および「〈プレアハ・モハー・プロムモニー〉またはその代理人」を挙げる（山括弧〈〉は称号を意味する。以下、同じ）。僧王とは、カンボジアの仏教の二大宗派の1つであるモハーニカーイ派の第一人者である。僧王は、議事録には称号のみを用いて署名しており、個人名を記していないが、この時期に僧王であったのはニル・ティアン（ローマ字綴り不明）という人物である<sup>32</sup>。議事録にはもう1人、〈プレアハ・モハー・プロムモニー〉という称号を持つイアム（ローマ字綴り不明）という人物の署名がある。イアムもまた高僧と思われるが、詳細は不明である。

<sup>30</sup> カンボジア国立文書館が所蔵する法典編纂に関する資料ファイル中に、1901年9月7日に開催された第1回会合の議事録と、11月11日に開催された第2回会合の議事録がある (*ibid.*)。

<sup>31</sup> 「個人ファイル」とは、植民地期に在職したカンボジア人官吏らの「勤務成績個人票 (bulletin individuel de note)」「公知証書 (acte de notoriété)」等の書類、その官吏の人事に関する王令の写し、手紙等を、個人毎に集成したものであり、カンボジア国立文書館が多数所蔵している。

<sup>32</sup> 笹川秀夫「植民地期のカンボジアにおける対仏教政策と仏教界の反応」『Kyoto Working Papers on Area Studies』No. 85 (G-COE Series 83) (2009年) 5-6頁脚注(8)。

表1 法典編纂委員会の委員（1901年）

	氏名	職名等	
1	レオン・ジュール・プロシュ* (BOULLOCHE, Léon Jules)	理事長官	
2	ウム (Um / Oum)	首相	
3	ボク (Poc / Pok)	法相	
4	メイ (Mey)	大臣会議 構成員 陸相	
5	コル・デ・モンテイロ (DE MONTEIRO, Col)	海相	
6	コン (Kong)	官相代理	
7	チュオン (Thiunn)	書記官長	
8	ニル・ティアン (----)	仏僧 僧王	
9	イアム (----)		高僧(?)
10	ミアキアヴァン (Maghavan)	王族 王子	
11	ピアヌヴォン (Phanuvong)		王子
12	アデマール・ルクレール* (LECLÈRE, Adhémar)	フランス人 植民地官僚 ブノンペン理事官	
13	ピエール・グド* (GUESDE, Mathieu Théodore Pierre)		理事長官府官吏
14	マエン (Mên / Men)	上級裁判所長官	
15	キム (Kim)	官人司法官 上級裁判所裁判官	
16	ミアス (Meas)		上級裁判所裁判官
17	ソー (So)		ブノンペン裁判所裁判官
18	ンギン (Ngin)	パーケー・ボラオヘット部局長	
19	チャープ (Chap)	その他の 官人 リアチ・ボンドゥット部局長	
20	プロム (Prom)		王宮印刷局職員 (?)
21	カエ・ナウ (Kê Neou)	王宮印刷局職員	

\*はフランス人を示す。

(出典) 1901年8月11日王令や法典編纂委員会の議事録等を参考に筆者作成。

第2に、王族の代表者2人である。王令は、「朕が指名する2人の王子」と規定する。ノロドム王が指名したのは、その子であるミアキアヴァン (Maghavan) とピアヌヴォン (Phanuvong) の同母兄弟である。兄ミアキアヴァンは、1867年または68年に生まれた<sup>33</sup>。後に、法典編纂の結果1912年に破毀院 (la Cour de cassation) が新設された際、その初代長官に就任するが<sup>34</sup>、2年後に病死した<sup>35</sup>。弟ピ

<sup>33</sup> ミアキアヴァンの個人ファイル中の「情報個人票 (コムノット・チューン・ポワトミエン)」によれば、「卯年十干の第9年」生まれである (ANC RSC 17077 “Dossier personnel de M. Maghavan (fils de S.M. Norodom), président de la cour cassation”)。「卯年」と「十干の第9年」との組み合わせは60年に一度しかない。弟ピアヌヴォンの生年から推測すると、ミアキアヴァンは、西暦では1867年4月半ばのカンボジア正月から翌68年の正月までの生まれと思われる。

<sup>34</sup> BAC 1912, p. 132.

<sup>35</sup> ミアキアヴァンの個人ファイル中の、ミアキアヴァンの死去を知らせる1914年5月22日付け内相および法相から理事長官宛書簡第285・139号、による (ANC RSC 17077)。



アヌヴォンは、1871年生まれで<sup>36</sup>、1918年から1928年まで内相を務めた<sup>37</sup>。ともに、ノロドム家中の有力者である。

第3に、フランス人官吏2人である。王令は、「プノンペン理事官 (Résident de Phnôm Pénh)」および「理事長官府において現地人に関する事項を担当する行政官 (administrateur des affaires civiles, charge des affaires indigènes à la Résidence supérieur)」と規定する。議事録の署名や『仏領インドシナ総合年報』掲載の職員名簿と照合すると、前者は『カンボジア諸法典』の仏訳で知られるアデマール・ルクレールであり、後者は理事長官府で現地人に関する事項を担当する局の局長を務めるマチュー・テオドール・ピエール・ゲド (GUESDE, Mathieu Théodore Pierre) だと思われる<sup>38</sup>。

そして、第4に、カンボジア人の官人たち8人である。この8人は、官人司法官4人と、それ以外の4人に分けられる。まず、官人司法官4人については、王令は、1人を職名のみで、3人を称号のみで記している。職名のみが記されているのは、上級裁判所 (le tribunal supérieur) の長官マエン (Mên または Men) である<sup>39</sup>。上級裁判所とは、1897年にプノンペンに設置され、カンボジア全土の控訴審を管轄した裁判所である (1897年7月11日王令第5条)。また、称号のみが記されている3人は、上級裁判所の裁判官である〈オクニャー・イッサラー・ヌリアク〉キム (Kim) と〈オクニャー・ヴォングサー・ティーパダイ〉ミアス (Meas), そして、プノンペン始審裁判所の裁判官である〈オクニャー・モントレイ・コッタリアチ〉ソー (So) である。

彼らは、裁判官であるとはいえ、その経歴は今日の裁判官のそれとは大きく異なる。例として、裁判官ソーの経歴を挙げる<sup>40</sup>。ソーは、1845年または46年に生まれた。父は、「サラー・ルークム」と呼ばれる裁判所の長官を務めた位の高い官人であった。この「サラー・ルークム」は、後にプノンペン始審裁判所となる。ソーが19世紀半ばに青少年期を過ごしたことを考えると、近代的な教育を受けた可能性は低い。ソーは、1870年代前半に「クロム・ドムルオット」と呼ばれる部局の官人となった。19世紀後半のカンボジアでは、官人たちは「クロム」と呼ばれる部局に分かれて勤務していた。フランス人植民地官僚オーギュスタン・ジュリアン・フレ (FOURÉS, Augustin Julien) が作成した官人の一覧表によれば、1881年頃には、国王が率いる5人の大臣格の官人の下に71の部局があり、約

<sup>36</sup> ピアヌヴォンの経歴を綴った「伝記 (Biographie)」という表題の小冊子による (ANC RSC 24914 “Liste civile, cérémonies, funérailles et fêtes diverses. (Biographie de prince Samdech Norodom Phanuvong).”).

<sup>37</sup> BAC 1918, p. 301, BAC 1928, p. 1772.

<sup>38</sup> *Annuaire général de l’Indo-Chine française* 1902, p. 556.

<sup>39</sup> マエンの略歴については、傘谷祐之「フランス植民地期カンボジアにおける歴代司法大臣の経歴(2)」『Nagoya University Asian Law Bulletin』第3号 (2017年) 45-46頁、を参照のこと。

<sup>40</sup> 以下のソーの経歴は、ソーの個人ファイル中の勤務成績個人票による (ANC RSC 24135 “Dossier personnel de M. So, juge du tribunal de sala Luckhun”).

1,000人の官人たちがいた<sup>41</sup>。ドムルオット部局もそれら部局の1つであり、約200人が所属する最大の部局であった<sup>42</sup>。ドムルオット部局に所属する官人たちは、国王の外出時に国王に随行し<sup>43</sup>、「ある者たちは杖むちを持って国王の前を歩き、別の者たちは槍を持って国王の後ろを歩」いて、「国王の通り道に姿を現した罰されるべき者を誰でも杖むちで打つ」という<sup>44</sup>。国王の護衛あるいは近衛兵のようなものであろう。同時に、彼らは国王の相談役でもあり<sup>45</sup>、また、国王に委任された場合には裁判官の役割を果たすこともあった、という<sup>46</sup>。ソーは、ドムルオット部局で20年近く勤務した後、1890年代初頭にプノンペン始審裁判所の裁判官となった。当時のプノンペン始審裁判所には、ソー以外にもドムルオット部局出身の裁判官が複数見られる。

官人司法官以外の官人4人は、次の人々である。1人目は、王令によれば、〈プレアハ・エイセイポアット・ティーパダイ〉の称号を持ち、「バークー・ボラオヘット」の長とされる人物である。バークー・ボラオヘットとは、辞書によれば、占星術を司るバラモン僧を意味する<sup>47</sup>。フレが作成した官人の一覧表によれば、部局のうちの1つにボラオヘット部局がある。同部局には5人の官人が所属しているが、フレはその筆頭に〈Prea Eyseyphat Thippedey〉なる称号を持つ官人を挙げている<sup>48</sup>。法典編纂委員会の議事録によれば、彼の名はンギン（Ngin）である。

2人目は、〈オクニャー・ソトン・プライチーア〉の称号を持つ、「リアチ・ボンドゥット」の長である。リアチ・ボンドゥット部局は、フレによれば、「仏教の教義を遵守させることを担当する、仏像の管理人たち」の部局である<sup>49</sup>。法典編纂委員会の議事録によれば、彼の名はチャープ（Chap）である。

3人目は〈オクニャー・バンニャー・ティーパダイ〉の称号を持つ人物で、法典編纂委員会の議事録によれば、名はプロム（Prom）という。4人目は〈プレアハ・サントー・リアチナー〉の称号を持つ人物であるが、これは、当時、王宮印刷局（l’Imprimerie du Palais）に勤務していたカエ・ナウ（Kê Neou）である<sup>50</sup>。フランス人植民地官僚エティエンヌ・エイモニエ（AYMONIER, Etienne）は、官人らの部局

<sup>41</sup> Fourès, “Royaume du Cambodge ; Organisation Politique”, *Excursions et Reconnaissances*, n° 13 (1882), pp. 175-191.

<sup>42</sup> Fourès, *op. cit.*, p. 180.

<sup>43</sup> *ibid.*

<sup>44</sup> E. Aymonier, *Notice sur le Cambodge*, Paris: Ernest Leroux, 1875, p. 31.

<sup>45</sup> Fourès, *op. cit.*, p. 180.

<sup>46</sup> Adhémard Leclère, *Recherches sur la législation criminelle et la procédure des Cambodgiens*, Paris : Augustin Challamel, 1894, pp. 58-59.

<sup>47</sup> 坂本恭章『カンボジア語辞典（中）』（東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所, 2001年）229頁, 257頁。

<sup>48</sup> Fourès, *op. cit.*, p. 175.

<sup>49</sup> Fourès, *op. cit.*, p. 177.

<sup>50</sup> カエ・ナウの個人ファイル中の情報個人票による（ANC RSC 20369 “Dossier Personnel de M. chef d’atelier de l’imprimerie, juge à la 1ère chambre de Sala Outor, président de Sala Lukhum.”）。

の中に印刷工・石版工らの部局があり、その長が〈Banha thuppedey〉と〈santhar réechena〉であった、と記している<sup>51</sup>。そうすると、プロムは、正確な職名は不明であるものの、カエ・ナウと同じく印刷局の職員であろう。エイモニエによれば、印刷工・石版工らの部局は、法律や命令、官報を印刷し、また、国王の裁判官たちが裁判を行う際に裁判官たちに法律文書を閲覧させる役割を負っていた、という<sup>52</sup>。官人たちの中では法律に触れる機会が多かった者たちであろう。

以上の21人が、法典編纂委員会設置当初の委員である。カンボジア人が21人中の18人を占めること、王族や仏教界の代表者などを参加させ、カンボジア側の知見を幅広く取り入れると同時に、法典編纂への支持を調達しようとしたと思われることは、注目に値する。

・作業の方針

1901年8月11日王令の第3条および第4条は、作業方針に関する規定である。法典編纂委員会の下に複数の小委員会を設置する。各小委員会は、カンボジア人2人と、理事長官が指名するフランス人1人とで構成する。各小委員会は、法典編纂の全体会合による監督の下、旧来の諸法律のいくつかを分担し、それを修正する（第3条）。そして、法典編纂委員会が最終的な草案を決定した後、国王の裁可を求める（第4条）。

(3) 小活

以上では、法典編纂委員会を設置した経緯等を検討した。法典編纂を提案したのがカンボジア人の大臣たちであったこと、法典編纂委員会ではカンボジア人委員が圧倒的多数を占めたことから、少なくとも1901年の時点では、法典編纂の目的がフランス風の法典を編纂することであったとは断定しがたい。

次稿では、法典編纂委員会の1901年から1911年までの活動を見ていきたい。

文献略語

A N C Archives Nationales du Cambodge

B A C *Bulletin administratif du Cambodge*

R S C Résident Supérieur au Cambodge

---

<sup>51</sup> E. Aymonier, *op.cit.*, pp. 29-30.

<sup>52</sup> *ibid.*